

徳島県告示第三百九十一号

国土交通省四国地方整備局四国技術事務所長から、令和二年徳島県告示第十八号（公共測量を実施する旨の通知があつた件）で公示した公共測量を令和二年四月二十四日終了した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月五日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門